



## 令和8年度赤い羽根共同募金 助成先募集のご案内

富士宮市共同募金会では、富士宮市内で社会福祉を目的に事業を行っているボランティア団体・福祉団体の皆さんが行うさまざまな福祉課題を解決するための事業に助成を行います。

助成を希望される場合は、次のとおり助成申請を受け付けますので、下記事項並びに別紙「赤い羽根共同募金助成事業〈公募〉募集要項」をご確認のうえ、申請書に必要書類を添付して、富士宮市社会福祉協議会までご提出ください。

申請された事業内容に対する助成額については、富士宮市共同募金配分委員会にて審査し決定いたします。内容や金額が共同募金の趣旨と違う場合は、助成を見合わせたりする場合がありますのでご了承ください。

なお、この共同募金助成金を受けた場合は、助成を受けた後、1年間、その事業に必要な資金を得るために寄付金を募集できません。(社会福祉法第二百二十二条)

### 【助成事業名】 赤い羽根共同募金助成事業(地域福祉活動支援事業)

【内 容】 福祉サービスを必要とする支援対象者(高齢者、障がい児・者、児童及び課題を抱えている方など)に対して行う福祉活動及び更生保護活動のための事業、機器整備

【助成対象】 富士宮市内で活動するボランティア団体・福祉団体

【申請期間】 令和8年4月7日(火)～令和8年5月7日(水)

- 【注意事項】
- ・ 団体の運営費への助成は行いません。
  - ・ 限られた財源からの助成のため、市内の多くの団体により同様の事業が広く行われている場合は、自主財源での実施をお願いします。
  - ・ 希望額を助成できない場合や事業の見直しをお願いすることがあります。
  - ・ 事業を実施しなかった場合は、助成金を返還していただきます。
  - ・ 助成を受けた団体は、「赤い羽根共同募金助成事業であること」を地域住民へ広く周知してください。
  - ・ 助成を受けた団体は、事業終了後、事業報告書の提出及び寄付者への感謝の気持ちの報告をしていただきます。
  - ・ 共同募金運動への参加・協力をお願いします。
  - ・ 詳細について、「赤い羽根共同募金助成金〈公募〉募集要項」を必ずご確認ください。

#### 問い合わせ・提出先

富士宮市共同募金委員会  
(富士宮市社会福祉協議会)  
総務係 渡邊  
(電話)0544-22-0294